

定例監査の結果

1 監査の期間

平成28年 5月16日から平成28年 6月 8日

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部土木課及び河川港湾課

(2) 対象期間

平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 土木課

ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 前年度に翌年度の契約締結伺いを起案しているものがあつた。

(イ) 契約締結伺いに契約保証金免除に関する事項の記載のないものがあつた。

(ロ) 合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものが散見された。

(ハ) 請求金額が50万円を超える単価契約において、検査調書が作成されていないものがあつた。

イ 北浜川防潮樋門操作委託金について、契約締結時に調定せず、委託金収納時に事後調定されていた。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

ウ 公共事業用資産買取り等の申出証明書等の提出において、伺いと異なる証明書が交付されていた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、事務遂行されたい。

エ 道路占用工事について、完了届が提出された後に検査がされていないものが散見された。西尾市道路管理規則に則った適切な事務処理をされたい。

オ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用していた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。

カ 道路敷地の寄附採納について、見積価格が示されていないにもかかわらず、決裁されているものが散見された。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

(2) 河川港湾課

ア 契約事務について、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いについて十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 監督職員、検査職員が任命されていないものがあつた。

(イ) 検査調書が作成されていないものがあつた。

(ウ) 契約締結伺い又は契約書に、契約保証金に関する事項の記載のないものがあつた。

(エ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものが散見された。

イ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間の算定誤りの他、週休日の振替を行った結果、本来であれば時間外勤務手当(125/100)を支給しなければならないところ、休日勤務手当(135/100)を支給していたものがあつた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。